

秋田市農林だより

秋田市農林だより第11号
 編集発行 秋田市産業振興部産業企画課
 住 所 秋田市山王一丁目1番1号
 T E L (018) 888-5722
 F A X (018) 888-5723

◇「農家のパーティ」プロジェクトを募集！

秋田市では、農業者と事業者等が連携して行う特色のある事業活動のアイデアを募集しています。

認定要件等を満たした事業活動は、「農家のパーティ」プロジェクトとして認定し、専門知識を持ったアドバイザーの派遣などにより、事業の実施を支援します。

◆募集期間

3回目募集期間 平成29年12月1日(金)～平成30年 1月31日(水)

4回目募集期間 平成30年 2月1日(木)～平成30年 3月30日(金)

◆応募方法

秋田市「農家のパーティ」プロジェクト申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、押印の上、下記担当まで郵送等で提出してください。連携する事業者等が見つからない場合でも、アイデアの募集は受け付けています。

※申請書、その他詳細については下記ホームページよりご確認ください。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ag/mn/agbranding/project/default.htm>

[お問い合わせ] 産業企画課 販売戦略担当 TEL 888-5724



「農家のパーティ」ロゴマーク

◇平成30年度新規就農研修生(若干名)を募集！

秋田市園芸振興センターでは、園芸作物(野菜・花き)の担い手を育成するため、新規就農研修を実施しています。研修期間は平成30年4月から平成32年3月までの2年間で、研修期間中は研修奨励金を受給することができます。

▼募集期間

平成30年1月31日(金)まで

▼受講資格

以下の要件を全て満たすかた

- ①園芸(野菜・花き)の経営を志し、研修終了後1年以内に市内で独立・自営就農、又は雇用就農が確実に見込まれるかた
- ②申請時の年齢が50歳以下のかた
- ③普通自動車運転免許取得又は取得見込みのかた

▼応募方法

所定の申請書等に必要事項を記入の上、下記お申し込み先へ持参又は郵送

▼選考方法

書類審査、面接試験により決定



[お申し込み・お問い合わせ]

園芸振興センター 研修・指導担当 TEL 838-0278

住所 秋田市仁井田字小中島111番地1

◇ メイド・イン・秋田市を発信！ 「秋田市地産地消推進店」になりませんか？

秋田市産の農産物等を使用している、または今後使用を考えているという飲食店・小売店のみなさん、「秋田市地産地消推進店」に登録しませんか？

秋田市では、秋田市産農産物等のファンを増やし、知名度の向上を図るため、秋田市産農産物等の「おいしさ」をPRしていただける飲食店・小売店を「地産地消推進店」として認定する取り組みを始めています。

◆地産地消推進店になると

- 1 「秋田市地産地消推進店認定証」を交付します。
- 2 「のぼり」や「ステッカー」といった宣伝用資材を“無料”で貸し出します！
- 3 市が開設する「地産地消推進店PRサイト」や広報誌(ガイドブック)等であなたのお店の情報を発信します！
- 4 市が実施する秋田市産農産物等をPRするキャンペーンに参加できます！
- 5 秋田市農業ブランドネーム「農家のパーティ」とそのロゴマークが使用できます！

◆応募について

- ・「秋田市地産地消推進店認定申請書」および「秋田市地産地消推進店認定申請明細書」に必要事項を記入し、押印の上、下記まで郵送等で提出してください。
- ・推進店の認定を受けるためには、認定基準を満たす必要があります。
- ・認定基準、提出用紙等の詳細については、お問い合わせください。

[お問い合わせ] 産業企画課 販売戦略担当 TEL 888-5724

◇ 農地中間管理事業を活用しよう

～農地を貸すメリット～

1 賃料の振込も安心！

賃料(地代)は、農地中間管理機構から確実に振り込まれます。

2 受け手を農地中間管理機構がマッチング！

農地中間管理機構が、意欲ある担い手(借り手)を探します。

3 農地は返却されます！

貸付期間終了後、農地は必ず返ってきます。

(希望に応じて継続貸付もできます)

4 税金のことも安心！

贈与税・相続税の納税猶予はそのままです。

農業者年金制度の経営移譲・経営継承にも該当します。

5 協力金が交付されます！

要件を満たせば、協力金が交付されます。

(※要件の詳細はお問い合わせください)



[お問い合わせ] 農業農村振興課 人・農地担当 TEL 888-5735